

情報処理安全確保支援士制度 (案)

平成28年1月

経済産業省

情報処理振興課

情報セキュリティ人材の育成確保について（中間報告）

- 「実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図る」（「日本再興戦略」改訂2015）を踏まえ、良質な情報セキュリティ人材の供給のために、情報セキュリティスペシャリスト試験をベースとした登録制度の創設を目指す。
- 登録制度では、更新制度や登録簿公開等により、実践的な能力など質を担保するとともに、実務経験者や過去の試験合格者などへの門戸拡大により量も確保。
- 主としてユーザ企業を対象に、情報セキュリティマネジメント試験を新たに導入予定。

今後必要となる情報セキュリティ人材像と育成確保

- **ホワイトハッカーのような高度セキュリティ技術者**
→ 人材の発掘・育成に関する取組を継続・改善
- **ユーザ企業の事業部門や情報システム部門において、自社の情報セキュリティ技術者と連携して情報セキュリティの確保を管理する人材**
→ 情報セキュリティマネジメント試験
- **ユーザ企業やベンダ企業の情報システムを設計、開発、運用する担当者として必要な情報セキュリティに関する高度な知識・技能を身に付けた人材**
→ 情報セキュリティスペシャリストの登録制度

登録制度の概要

- **主な対象者**
情報セキュリティスペシャリスト試験合格者
- **更新制度**
 - － 目的：最新の専門的な知識・技能の習得や資質の維持・向上
 - － 規模：2020年に3万人超
 - － 3年ごとに更新
 - － 登録者の活用に関する施策の実施
 - － 主な要件：情報セキュリティスペシャリスト試験の一部再受験
最新の知識や技能に関する講習の受講
- **登録簿公開**
業務経歴による検索機能
- **登録者コミュニティ**
 - － 最新のインシデント情報の提供
 - － コミュニティ参加者同士の切磋琢磨

情報処理安全確保支援士制度の創設

- 政府機関や企業等のセキュリティ対策強化に向けては、専門人材の確保・育成が肝要であるが、その数は国全体で不足。
- 現在、IPAや民間団体によりセキュリティの能力を測る試験が複数実施されているものの、人材の所在が見える化されておらず、日進月歩のセキュリティ知識を適時・適切に評価できるものとなっていない。
- 最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた、高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を創設。

◆ 政府機関や企業等のサイバーセキュリティ対策を強化するため、専門人材を見える化し、活用できる環境を整備することが必要。

→ 情報処理安全確保支援士の名称を有資格者に独占的に使用させることとし、さらに民間企業等が人材を活用できるよう登録簿を整備。

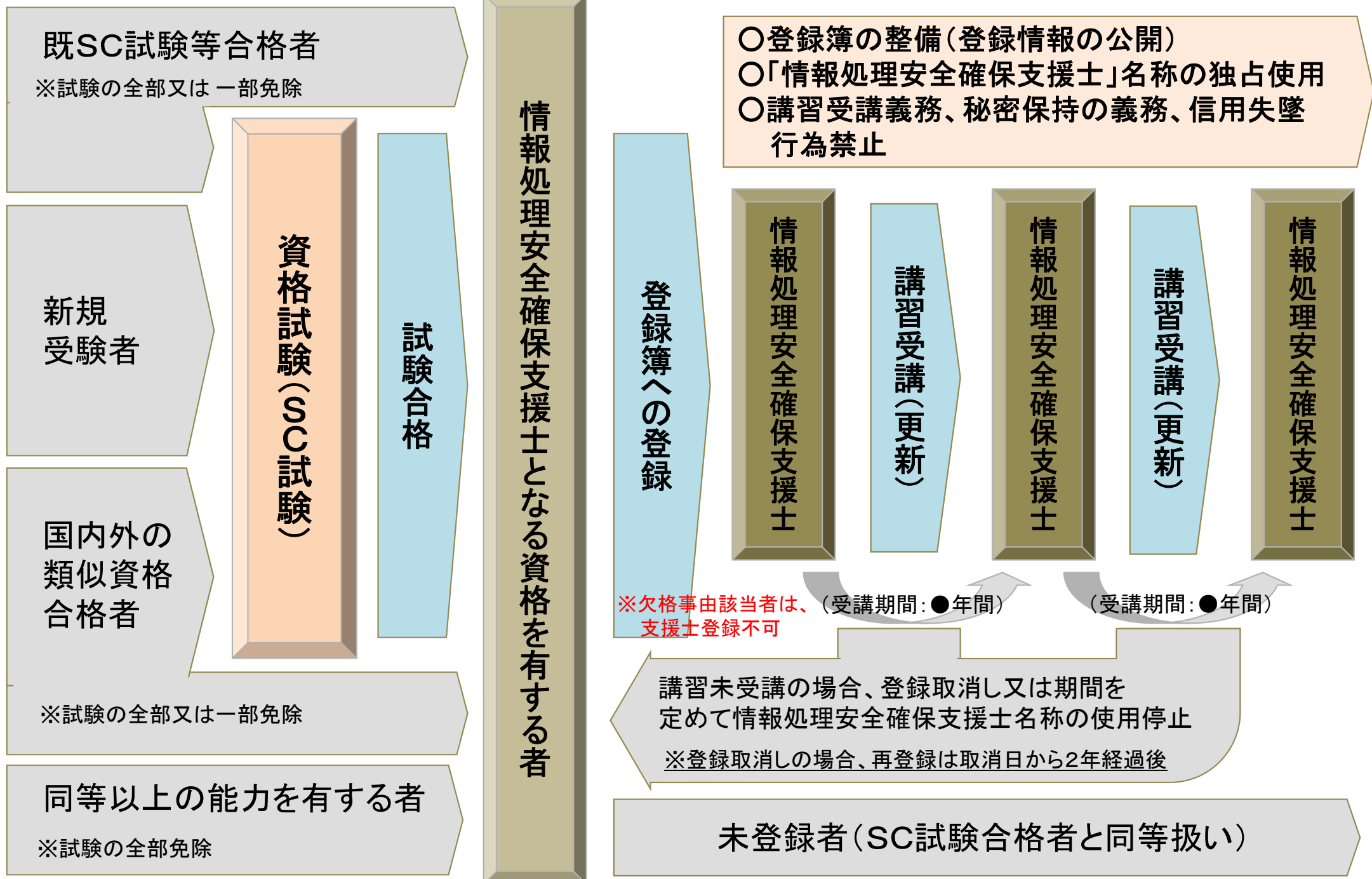
◆ 技術進歩等が早いサイバーセキュリティ分野においては、知識等が陳腐化するおそれ。

→ 有資格者の継続的な知識・技能の向上を図るため、講習の受講を義務化。義務に違反した者は登録を取り消される更新制を導入。

◆ 民間企業等が安心して人材を活用できるようにするには、専門人材に厳格な秘密保持が確保されていることが必要。

→ 業務上知り得た秘密の保持義務を措置。

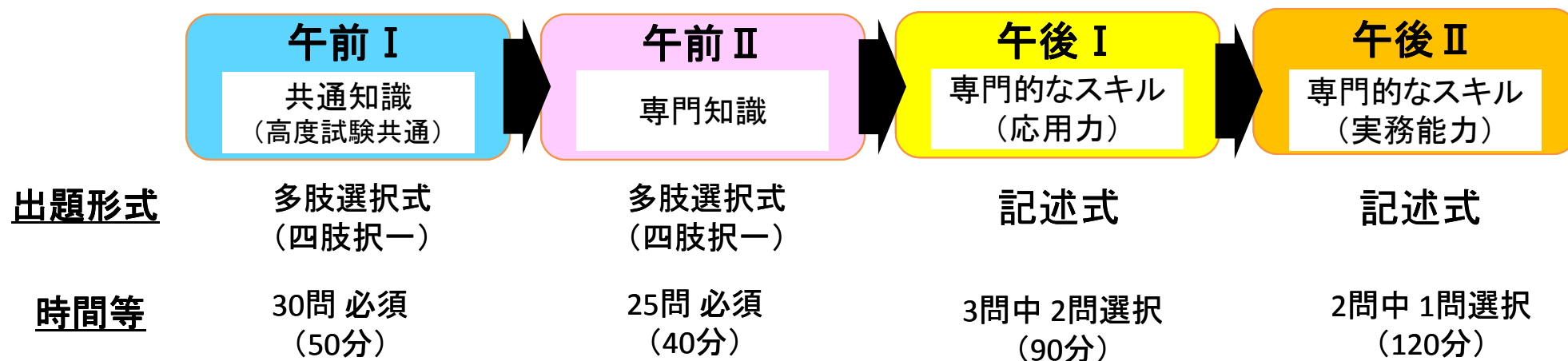
情報処理安全確保支援士制度の全体像



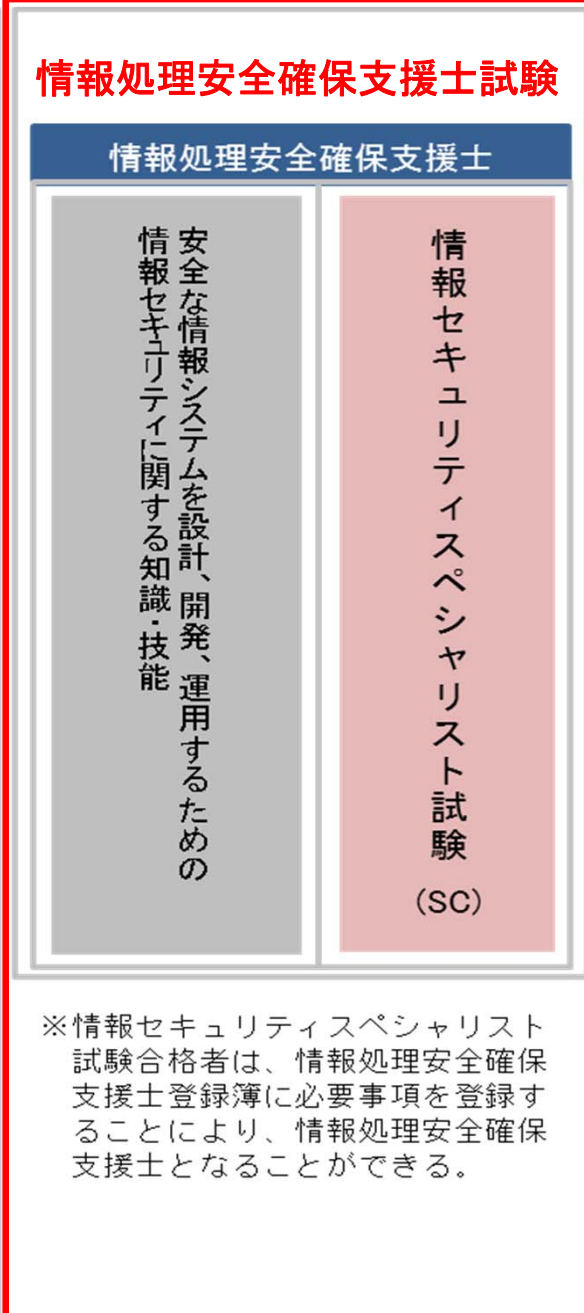
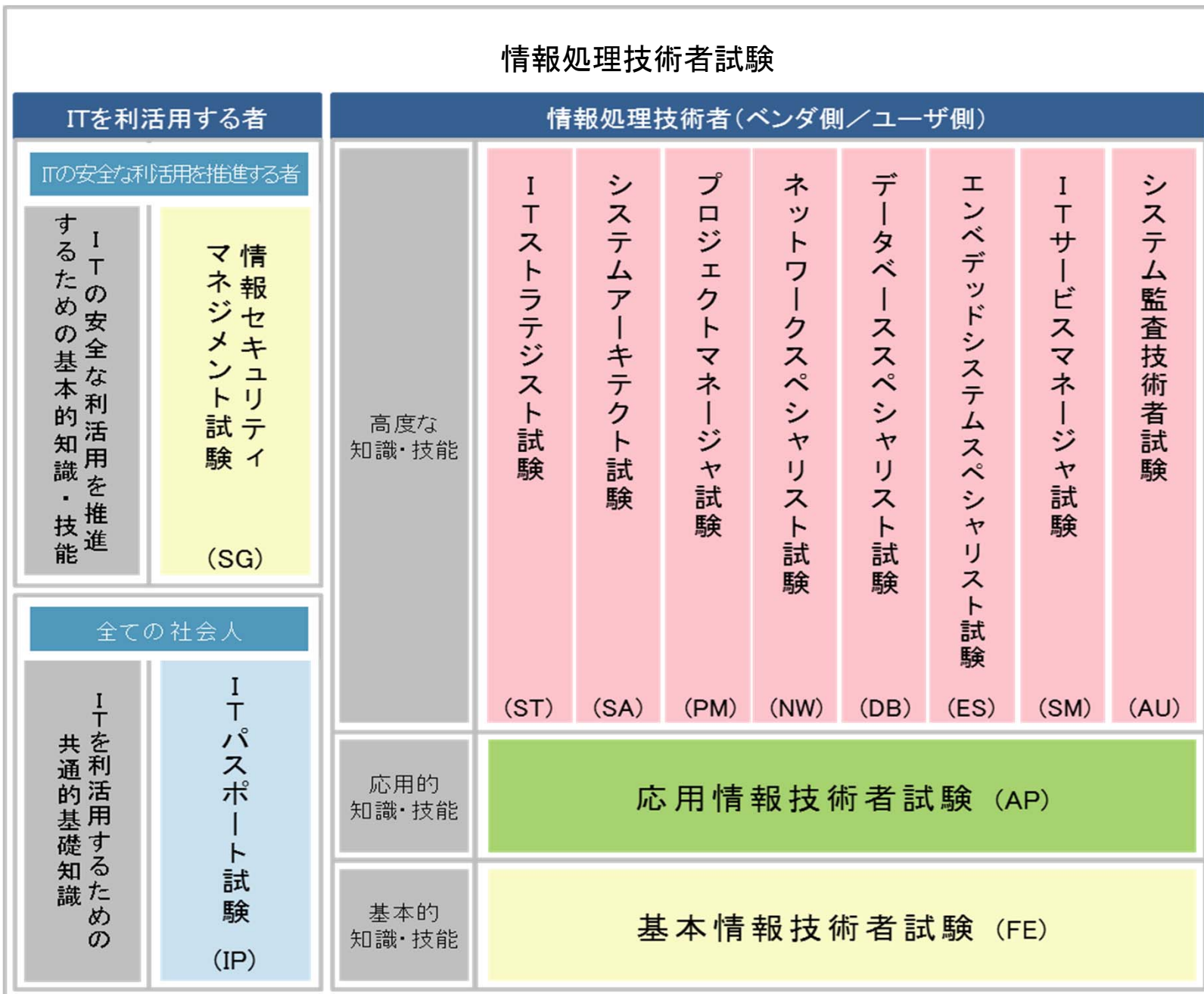
1. 情報処理安全確保支援士試験

- 情報処理安全確保支援士試験（以下、「資格試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として安全な情報システムを設計、開発、運用するために必要な情報セキュリティに関する知識・技能を有するか否かを評価する。
- 現在、情報セキュリティの知識・技能を評価する試験としては、情報処理技術者試験の中の一区分として「情報セキュリティスペシャリスト試験（以下、「S C 試験」という。）」を実施しており、S C 試験では、試験実施時点の最新の情報セキュリティの知識・技能を測定している。
- 新設する資格試験については、試験実施時点の最新の情報セキュリティの知識・技能を測定しているS C 試験をベースに資格試験を新設し、情報処理安全確保支援士として必要となる情報セキュリティの知識・技能を有するか否かの評価することとする。
- なお、資格試験は、引き続き最新の知識・技能を可能な限り問題に反映するよう努める。

情報セキュリティスペシャリスト試験の出題構成



1. 情報処理安全確保支援士試験 (参考)



1. 情報処理安全確保支援士試験（経過措置等①）

- 情報処理安全確保支援士制度では、これまでに情報処理技術者試験で実施したS C試験、情報セキュリティアドミニストレータ試験、テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験（以下、「S C試験等」という。）の合格者についても、情報セキュリティに関する知識・技能を有することが確認された者であることから、情報処理安全確保支援士の有資格者として含める。

> 過去のS C試験等の合格者

- (案1) ◆ 過去のSC試験等の合格者が情報処理安全確保支援士となる場合
資格試験の全部免除 ⇒ 登録 ⇒ 3年間で講習受講
- (案2) ◆ 過去のSC試験等の合格者のうち試験合格後、3年以内に情報処理安全確保支援士となる場合
資格試験の全部免除 ⇒ 登録 ⇒ 3年間で講習受講
- ◆ 過去のSC試験等の合格者のうち試験合格後、3年超経過した者が情報処理安全確保支援士となる場合
資格試験の全部免除 ⇒ 登録 ⇒ **速やかに**講習受講
- (案3) ◆ 過去のSC試験等の合格者のうち試験合格後、3年以内に情報処理安全確保支援士となる場合
資格試験の全部免除 ⇒ 登録 ⇒ 3年間で講習受講
- ◆ 過去のSC試験等の合格者のうち試験合格後、3年超経過した者が情報処理安全確保支援士となる場合
資格試験の一部免除・**合格** ⇒ 登録 ⇒ 3年間で講習受講

1. 情報処理安全確保支援士試験（経過措置等②）

- 情報処理安全確保支援士制度では、情報セキュリティに関する知識・技能の向上・維持に前向きな姿勢と実践的な能力を有する者についても、資格試験の合格者と同等以上の能力を有する者として、資格試験の全部を免除し、情報処理安全確保支援士の有資格者とする。
- また、他の情報セキュリティに関する試験や資格等が国内外で実施されているが、当該資格等を有する者については、情報セキュリティに関する知識・技能の習得状況を踏まえ、資格試験の全部又は一部を免除させることとする。

＞ 資格試験の合格者と同等以上の能力を有すると認められる者

現時点において、資格試験の合格者と同等以上の能力を有する者として、資格試験の全部を免除し、情報処理安全確保支援士の有資格者として指定するべき者をどうするべきか。

- (例) ・ 情報処理技術者試験委員（SC試験問題作成従事者）
・ 政府機関等へのサイバー攻撃を監視する業務等に従事する国及び独立行政法人等の職員

＞ 国内外の類似資格合格者等

現在国内外で実施されている他の情報セキュリティに関する試験や資格等のうち、その資格等の合格が資格試験の合格と同等である場合には、相互承認を前提として資格試験の全部又は一部を免除してはどうか。

また、大学その他の教育機関における課程であって情報セキュリティに関するもののうち、その修了が資格試験の一部の合格者と同等である場合には、資格試験の一部を免除してはどうか。

- (例) ・ ●●大学大学院情報セキュリティ研究科の修了生

2. 情報処理安全確保支援士の登録制

- 情報処理安全確保支援士制度では、政府機関や企業等の情報セキュリティ対策を強化するため、情報処理安全確保支援士を見える化し、活用できる環境とするため、情報処理安全確保支援士登録簿（以下、「登録簿」という。）を整備するとともに、登録事項の公開を行う。

> 登録事項

登録事項は、氏名、生年月日等の基本情報のほか、情報セキュリティに関する得意分野、保有スキル等についても対象としてはどうか。

なお、法令上、登録簿の登録事項に変更が生じ、登録事項の変更を行う場合には、変更手数料が生じるため、情報処理安全確保支援士への負担等を考慮し、登録簿で求める事項は必要最小限とする必要がある。

> 登録事項の公開方法

登録事項の公開に関しては、可能な限り情報処理安全確保支援士を見える化し、企業等で活用できる環境とすることが重要である。一方で、情報処理安全確保支援士が企業内で従事する業務の性質上、情報処理安全確保支援士個人がサイバー攻撃等の標的となることも想定されることから、こうした点を十分に留意しつつ、登録事項の公開方法を検討する必要がある。

2. 情報処理安全確保支援士の登録制（登録簿の記載事項等）

○「登録簿」の記載事項

＞ 情報処理安全確保支援士の人定を確実に実施するための必要最低限な事項とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・勤務先名称
- ・勤務先所在地
- ・自宅住所
- ・試験合格日
- ・登録番号
- ・登録年月日

○公開する事項

＞ 制度活用を促進するため、公開する事項については下記のとおりとする。
ただし、どの事項を公開するか否かは情報処理安全確保支援士の任意とする。

- | | | |
|---------|-----------------------|-------|
| ・氏名 | ・講習受講日 | |
| ・生年月日 | ・写真 | |
| ・勤務先名称 | ・得意分野 | } 選択式 |
| ・勤務先所在地 | ・保有スキル | |
| ・自宅住所 | ・保有資格 | |
| ・試験合格日 | ・自己PR(自由記述) | |
| ・登録番号 | 例) 電話番号／電子メール／HP／支援実績 | |
| ・登録年月日 | | |

2. 情報処理安全確保支援士の登録制（参考）

＞ その他資格の登録簿及び公開事項

⇒ 法令に定める「登録簿」記載事項

技術士	弁理士	中小企業診断士
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・事務所の所在地 ・事務所の名称 ・合格した第二次試験の技術部門名称 ・登録番号 ・登録年月日 ・第二次試験に合格した年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・事務所の所在地 ・事務所の名称 ・住所 ・登録番号 ・登録年月日 ・資格取得の事由 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・登録番号 ・登録年月日 ・勤務地 ・勤務先 ・休止申請の年月日 ・再開申請の年月日

⇒ 制度活用のための公開事項（○：必須、▲：任意）

技術士	弁理士	中小企業診断士
<p>一般公開なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○事務所の所在地 ○事務所の名称 ○登録番号 ○登録年月日 ○資格取得の事由 ○氏名フリガナ ○通算登録期間 ○特定侵害訴訟代理の付記年月日 ○事務所の主・従 ○電話番号・FAX番号 ○当該事務所での就業形態 ○継続研修受講履歴（分野・研修名） ○特許庁保有取り扱い分野情報 ▲専門分野 ▲技術分野 ▲訴訟業務・紛争処理対応情報 ▲取り扱い業務情報 ▲地域・中小・ベンチャー対応情報 ▲他の有する資格情報 ▲学歴・専攻・経歴 他 	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○住所（都道府県） ○登録番号 ○年齢 ○メールアドレス ○所属（都道府県） ○性別 ▲キャリア基本情報 <ul style="list-style-type: none"> －氏名フリガナ －携帯電話 －写真 －URL －取得資格 －最終学歴 他 ▲コンサルティング実績 <ul style="list-style-type: none"> －業種 －診断テーマ －開始年月／終了年月 他 ▲海外対応 <ul style="list-style-type: none"> －業務経験（克明・派遣元・開始／終了年月・内容） －得意とする海外支援活動 他

2. 情報処理安全確保支援士の登録制（登録事項の公開方法）

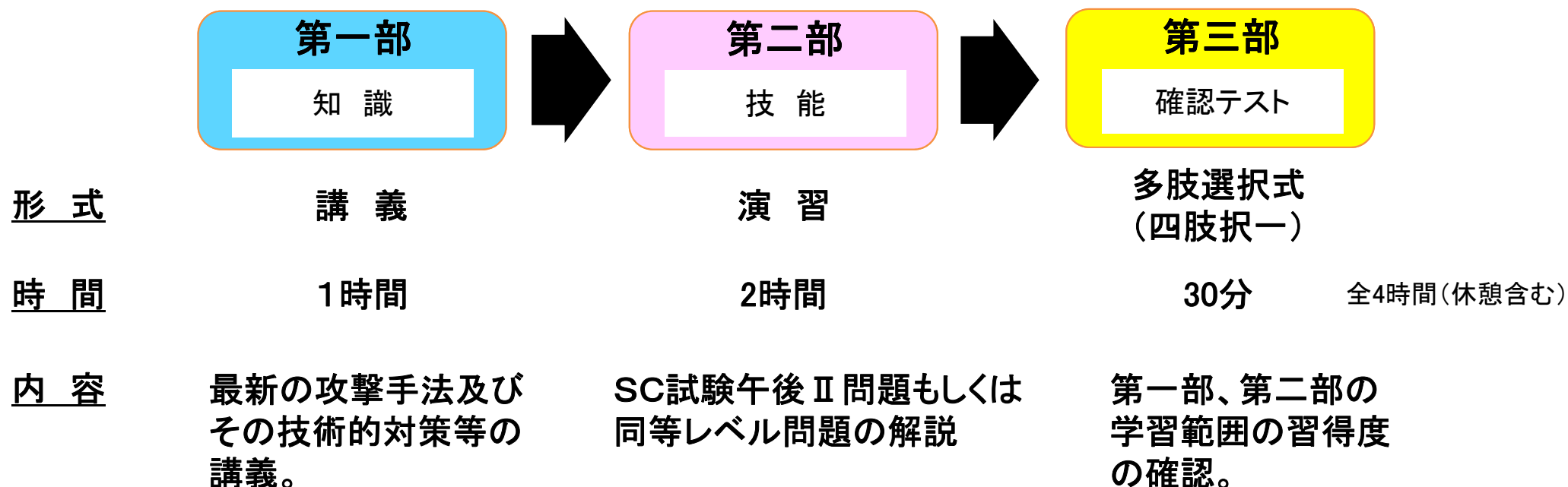
> 登録事項の公開イメージ



3. 講習の受講義務 [更新制]

- 情報処理安全確保支援士制度では、情報処理安全確保支援士の継続的な知識・技能の維持等を図るため、講習の受講を義務化し、義務に違反した者は情報処理安全確保支援士としての登録を取り消される更新制を導入する。
- 更新の条件は、IPA主催又は指定の講習（確認テストを含め実施）への受講とする。
- 講習の受講期間は、情報処理安全確保支援士への登録後、3年を経過するまでの間（ただし、病気や海外勤務等のやむを得ない事由がある場合には猶予期間を設ける。）に、講習を受講させることとする。

○講習の具体的内容・方法等



3. 講習の受講義務 [更新制]

○講習の具体的内容

第一部 知識（講義：1時間）

- ・ I P A セキュリティセンターにて実施している以下のような講演内容をベースに最新の攻撃手法及びその技術的対策等に関する講義を実施。

（例）・ 情報セキュリティ対策 10大脅威コース

- ・ 「標的型メール攻撃」に向けたシステム設計策～攻略されないシステム設計～

第二部 技能（演習：2時間）

- ・ S C 試験午後Ⅱ問題2問（もしくは同等レベルの問題）を活用し、受講者に問題を精読30分）させた後、それぞれの問題について、解答を導き出すための考え方等の解説（各45分、合計90分）を行う。

第三部 確認テスト（30分）

- ・ 第一部、第二部で学習した範囲から、多肢選択式で出題（第一部から5問、第二部で解説した問題からそれぞれ5問程度を出題）。
- ・ また、自身の情報セキュリティに関する実務経験から、共有すべき最新の情報等について記載する記述欄も設ける。
- ・ テスト終了後、解答・解説を配布し、各自にて習得度を確認。

3. 講習の受講義務 [更新制]

○講習の実施方法等

実施方法

集合形式

実施場所

全国主要都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡)
8ヶ所での開催を検討。

実施回数

各主要都市毎に年に2回ずつ開催(対象者数に応じて、実施規模等を調整)

内容の見直し

情報処理安全確保支援士の継続的な知識・技能の維持を図るために適切な内容となるよう、半年に一度程度、講習内容の見直しを実施する。